

令和6年第12回教育委員会定例会

開会年月日 令和6年6月28日(金)
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 教育長 堀 和 夫
同 委員 仲 山 英 之
同 委員 岡 田 行 雄
同 委員 森 山 瑞 江
同 委員 小 林 三 保

議 題

- 1 練馬区教育委員会教育長職務代理者の指名について
- 2 議案
 - (1) 議案第23号 練馬区子ども・子育て会議委員の選定に関する意見について
- 3 陳情
 - (1) 令和4年陳情第1号 ゲノム編集食品・植物を学校で使用しないことなどを求める陳情書
〔継続審議〕
 - (2) 令和5年陳情第3号 区立三原台中学校の学校長による女子生徒への猥褻事件、児童ポルノ事件等に関する陳情書〔継続審議〕
- 4 協議
 - (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
- 5 報告
 - (1) 教育長報告
 - ① 令和6年第二回練馬区議会定例会提出議案について
 - ② 令和6年度区立幼稚園・小中学校の園児・児童・生徒数および学級数等について
 - ③ 練馬区立石神井図書館の指定管理者の選定について
 - ④ 練馬区立谷原フレンドおよび練馬区立谷原あおぞら学童クラブの指定管理者の選定について
 - ⑤ 令和6年度練馬子ども議会の開催について
 - ⑥ ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）の実施について
 - ⑦ その他

開 会 午後 3時30分
閉 会 午後 4時51分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長

教育振興部教育総務課長

同 教育施策課長

同 学務課長

同 学校施設課長

同 保健給食課長

同 教育指導課長

同 副参事

同 学校教育支援センター所長

同 光が丘図書館長

こども家庭部長

こども家庭部子育て支援課長

同 こども施策企画課長

同 保育課長

同 保育計画調整課長

同 青少年課長

同 子ども家庭支援センター所長

同 在宅育児支援担当課長

三 浦 康 彰

枝 村 聡

竹 岡 博 幸

杉 山 賢 司

柴 宮 深

唐 澤 貞 信

山 本 浩 司

佐 藤 勝 也

村 瀬 美 紀

小 原 敦 子

関 口 和 幸

脇 太 郎

河 野 一 真

岡 村 大 輔

山 口 裕 介

小 島 芳 一

橋 本 健 太

長 岡 毅

教育長

ただいまから、令和6年第12回教育委員会定例会を開催する。

本日は傍聴の方がお一人お見えになっておられる。

案件に入る前に、教育委員及び教育長の任命について、ご報告を申し上げます。

先日、6月17日に開催された令和6年第二回練馬区議会定例会において、教育委員の任命同意議案が可決された。6月20日付で小林三保委員が前川区長より教育委員としての任命を受けた。

それでは、小林委員より就任のご挨拶をお願いする。

小林委員

6月20日付で着任した小林三保と申す。よろしく願います。

1か月前に教育委員のお話をいただいた。私にこのお話が来るとは本当に夢にも思わないで、ただただ驚いたまま1か月が過ぎ、今この場に座っているというのが、私の素直な率直な気持ちである。

何分不勉強なもので、皆様に多々ご迷惑をおかけすると思う。私としては誠実に務めさせていただきたいと思っている。よろしく願います。

教育長

よろしく願います。

続いて、同じく6月21日に第二回定例区議会最終日に、教育長の任命同意議案が可決された。これにより、6月30日、今月末をもって私が任期を満了し、7月1日に、現教育振興部長である三浦康彰が前川区長からの任命を受ける予定となっているので、これも併せてご報告をさせていただきます。

したがって、私が主宰する教育委員会は今回が最後になるので、よろしく願います。

それでは、案件に沿って進めさせていただきます。

本日の案件は、議題1件、議案1件、陳情2件、協議1件、教育長報告6件である。

1 練馬区教育委員会教育長職務代理者の指名について

教育長

初めに、議題の1番、練馬区教育委員会教育長職務代理者の指名についてである。

この案件については、本年6月30日までが仲山委員の教育長職務代理者としての任期となっているため、7月1日以降の教育長職務代理者について指名を行うものである。

本件について、事務局から説明があれば願います。

教育総務課長

それでは説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項及び練馬区教育委員会

教育長の職務代理に関する規則第2条の規定では、教育長に事故があるとき、または教育長が欠けたときは、あらかじめ教育長が指名する委員がその職務を行うことが定められている。

このようなとき、こういったとき以外については、教育長の職務を代理することはない。通常は他の教育委員と同様の職務を行うこととなる。

代理する権限の範囲であるが、基本的には教育長の権限全般となるが、これは極めて広範にわたるため、難しい面がある。そこで、練馬区教育委員会教育長の職務代理に関する規則第3条の規定では、教育長の権限のうち、教育委員会の会議を主宰し、教育委員会を代表すること以外は、教育振興部長等に委任することができる定められている。

今、教育長からのお話があったとおり、仲山委員の代理者としての任期については6月30日までであるので、7月1日以降の教育長職務代理者の選出をお願いしたい。以上である。

教育長

ただいま説明があったように、教育長の職務を代理する者については、教育長である私が教育委員の皆様の中から指名をさせていただくこととなっている。

教育長の職務代理については、教育委員会事務局の職員に一部の権限を委任することができる旨の規定が定められているが、その範囲についてはかなり広域にわたっているところである。

そこで、任期については、法律等に定めがないため、私としては、今回も、本年7月1日から来年の6月30日までの1年間をお願いしたいと思っている。

それでは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項及び練馬区教育委員会教育長の職務代理に関する規則第2条の規定に基づき、教育長の職務を代理する方を私から指名させていただきたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、私からは森山委員を指名させていただきたいと思う。
では、森山委員にご就任のご挨拶をお願いします。

森山委員

ただいま教育長職務代理者にご指名を受けた森山である。どうぞよろしくお願いする。

教育長

続いて、委員の議席についてお諮りをする。
練馬区教育委員会会議規則第5条の規定では、委員の議席は合議により定めること

とされている。

次回以降、7月1日以降は、現在の職務代理者である仲山委員の座席に次の教育長職務代理者となる森山委員にお座りをいただき、仲山委員におかれては、現在岡田委員にお座りいただいている座席に、岡田委員は現在の森山委員の座席に、新しく委員になられた小林委員は現在の座席にお座りいただきたいと考えているが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただきます、次回以降については、ただいま申し上げた席によって運営をしていただきたいと思いますと思う。

(1) 議案第23号 練馬区子ども・子育て会議委員の選定に関する意見について

教育長

次に、議案である。

議案第23号、練馬区子ども・子育て会議委員の選定に関する意見について。それでは、本件についての説明をお願いします。

こども施策企画課長

資料に基づき説明

教育長

それでは、ただいまの議案について、ご質問などがあつたらお願いします。よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、議案のとおり同意するという事で区長への回答をさせていただきたいと思う。

- (1) 令和4年陳情第1号 ゲノム編集食品・植物を学校で使用しないことなどを求める陳情書
〔継続審議〕
- (2) 令和5年陳情第3号 区立三原台中学校の学校長による女子生徒への猥褻事件、児童ポルノ事件等に関する陳情書〔継続審議〕

教育長

それでは、次に陳情案件である。

継続審議中の陳情2件については、事務局より新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。

したがって、本日のところ、継続といたしたいと思うが、よろしいだろうか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただきます。

(1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

教育長

次に、協議案件である。

継続審議中の協議1件についても、本日のところは継続とし、次回以降に協議を行いたいと思うが、よろしいだろうか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただきます。

(1) 教育長報告

① 令和6年第二回練馬区議会定例会提出議案について

教育長

次に、教育長報告である。

本日は6件の報告をさせていただきます。

それでは、報告の①について説明をお願いします。

子育て支援課長

資料に基づき説明

教育長

ただいまご報告したとおり、5月に報告をさせていただいた3つの議案については、先週の金曜日の21日の議会最終日にいずれも可決されたものである。

それでは、本件についてご質問等があればお願いをする。

仲山委員。

仲山委員

議会では反対意見等はなかったのだろうか。

子育て支援課長

本件については文教児童青少年委員会に付託をされて、その中で議案の内容についてご審議いただいた。委員会の審議の中では、1名から反対というご意見もあったが、可決すべきものということでご審議いただいたところである。

教育長

ほかにないか。

岡田委員。

岡田委員

別紙3だが、表題に、練馬区家庭的保育事業等の設備と書いてある。練馬区家庭的保育事業というのがどういうものか分からないので、教えていただければと思う。

保育課長

家庭的保育事業等というものは、児童福祉法で定められている定義になる。具体的にはこの中に4つの保育事業がぶら下がるような形になる。

一つは、家庭的保育事業、いわゆる保育ママと呼ばれている事業である。それからもう一つは、小規模保育事業というもので、定員が6人以上で19人以下という運用の保育事業になる。それからもう一つが、事業所内保育事業というもので、事業主が設置するような保育事業になっている。そして最後に、居宅訪問型保育事業というもので、イメージとしては、ご自宅に伺って保育をする、そういった事業内容になっている。

以上である。

教育長

ほかにないか。

森山委員。

森山委員

居宅訪問事業というのは、どういう人が利用するものか。

保育課長

法の中で定義されている。対象となるお子様は3歳未満、つまり2歳までのお子様になる。そのお子様を居宅で保育をしたいというときに申込みをされる事業になる。おうちに保育者が伺って保育をするような、一对一の保育のイメージになる。

以上である。

教育長

そういう方については、どういうご家庭とか、何か分けがあるのだろうか。

保育課長

事業内容として改めてご説明を差し上げると、子供の自宅に保育者を派遣していただいて一対一の保育を提供する事業になって、生まれた日を含めて58日目から就学前までの子供を対象とした一般児向けのものと、それから、障害や疾病等によって医療的ケアが必要で、なかなか集団保育が難しいというようなお子さんを対象とした事業がある。どちらの場合も保育の認定という行為は受けるが、やはり、集団保育が難しい、それでも保育が欠けている状況であるというご家庭が選ばれる傾向にある。

以上である。

教育長

ほかにないか。

岡田委員。

岡田委員

先ほどの4つの事業があるというお話なのだが、①でお話しになった保育ママということについて、言葉だけだと意味がよく分からないので、もう少し詳しく教えていただければと思う。

保育課長

保育士、それから教員、看護師などの資格を有することを条件に、区が認定した家庭的保育者という方がいる。その方の自宅で、生まれた日を含めて58日目から2歳までのお子様を3名から5名ほど保育をするというような事業になっている。

以上である。

教育長

では、私からも。資料の別紙3に、20人を15人、30人を25人と改めるとなっているが、先ほど保育課長のご説明の中に4種類の家庭的保育事業等があると。そのときに、例えば保育ママとか訪問型保育というのは20人とか30人とかないと思うが、一方で、小規模保育事業や事業内保育とかいうのはある程度の人数がいらないといけない。同じ条例の中に少人数の保育と大規模な人数の保育とが混在しているのだが、そのこの区別を教えていただけないか。

保育課長

説明が分かりにくくなってしまって大変恐縮である。今回の条例では、先ほど申し

上げたように、家庭的保育事業等という名称で4つの事業がぶら下がっている状況になる。ただ、配置基準、いわゆるイメージとしては、お子様15人につき1人当たりの保育者というようなイメージになるのだが、この配置基準が適用になる事業というのが、この4つのうち、小規模保育事業と呼ばれるものと、事業所内保育事業と呼ばれるもの、2つに限られる。

先ほど申し上げた我々が保育ママと呼んでいる家庭的保育事業は、保育ママのご自宅で非常に小規模でやるので、この配置基準は適用にならない。また、お子様の自宅に行き、一対一でやるという居宅訪問型保育事業についても、今回条例改正で行うような配置基準は適用にならない。したがって、今回の条例改正の対象としては、小規模保育事業と事業所内保育事業ということで、規模の大きなものに対する改正内容になる。

以上である。

教育長

よろしいか。

岡田委員

はい。

教育長

ほかにないか。

それでは、ないようだったら、報告の①を終了する。

② 令和6年度区立幼稚園・小中学校の園児・児童・生徒数および学級数等について

教育長

次に、報告の②をお願いする。

学務課長

資料に基づき説明

教育長

それでは、ただいまの報告について、ご質問等があればお願いする。

仲山委員。

仲山委員

1ページに関してだが、数値を見ていると、年々、園児数が減っている。特に私立幼稚園を見てみると、5歳、4歳、3歳とかなり減ってきているなど思うのだが、やはり少子化の影響が主に表れていると考えられるのだろうか。

学務課長

要因として、様々な要因が考えられるところであるが、まず考えられるのは、委員がご指摘のとおり、少子化というのも大きく挙げられる。例えば3歳児で見ると、4月の数値であるが、今年度と昨年では、約300人程度少なくなっている。また、近年の女性の就業率の向上等により、保育園を希望されるご家庭も増えているという要因も一つあると思う。また、区立幼稚園においては、練馬区の幼児教育が、私立が牽引されてきたという状況で、私立の幼稚園で補えないところを区立が補うと基本的に考えてきているようなところもあり、園児数の減少につながっていると思っている。

一方で、区立幼稚園においては、多くの支援が必要なお子さんを受け入れている。今年度は全体で69名の支援が必要な方を受け入れており、その割合は全園児数に対して46.9%というようなところもある。そういう部分で、区立園の機能、役割、そうしたものが一定程度あるかと考えている。

園児数の減少や、区立幼稚園に求められる役割、こうしたものを踏まえると、一定程度の方向性というものは検討しないといけないと考えている。今年度から、区立幼稚園の在り方について検討する会議体を設けて、今後の区立幼稚園をどうしていくのかについて具体的に議論を進めたいと考えている。

仲山委員

私立幼稚園の園児数の減り方だが、このまま減っていってしまうと、経営が成り立たなくなってしまうということにはならないのだろうか。

学務課長

委員おっしゃるとおり、私立幼稚園も軒並み園児数が下がってきている。一方で、表の下にあるように、練馬こども園というものを区で独自にやっている。この練馬こども園は、幼稚園の教育時間、例えば9時から2時までやっている前後に預かり保育を行う、保育園の機能をプラスした、練馬区独自の幼保一元施設というような位置づけでやっている。

練馬こども園については、今年度、園児数の充足率が6割超えをしている。全体の充足率が56%であるので、7%から8%差があるというようなところがあり、やはり、保護者の希望として、預かり保育の機能がある幼稚園という希望が多いと私どもは考えている。こうした練馬こども園化というものを私立幼稚園のほうにもご協力いただきながら、園児の確保につなげていただければと考えている。今年度から、練馬こども園を開設するに当たり、例えば改修の経費に対して補助をする、また、預かり保育をやるのであれば、保育士なり教員なりを雇う補助として区独自の家賃補助というものを行う事業を始めたところである。こうしたところをフルにご活用いただきながら練馬こども園化を進めていき、園の安定運営につなげていただきたいと考えているところである。

以上である。

仲山委員

どうもありがとう。

教育長

ほかにないか。

森山委員。

森山委員

区立幼稚園に関して、46.6%の園児に何かしらの障害があるというところは、卒園式に行って本当に納得したところである。

それから、3ページの、特別支援学級等児童数一覧の固定級・通級と、発達障害の人の情緒障害等の教室があるわけだが、例えば固定級に1年生として入学することには、どういう条件や状況があって、こういう学級にどうぞと言われるのだろうか。というのは、まだ小さいので、療育手帳とか、発達障害の精神の手帳とか持っていないから、どういうところで判定を受けるか、親の希望があってこういうところに行くのか、そういったところを教えてほしい。

学務課長

まず、幼稚園の卒園式で状況をご覧いただいたことに感謝申し上げます。各幼稚園もそれぞれ、1対1もしくは1対2で支援員をつけて、お子様が安全に園生活ができるように努力をしているというようなところである。

2点目の、固定級・通級といった特別支援学級とか特別支援教室を受けるための道筋というところであるが、私どもでは、入学の前に就学相談をしている。こちらについては、手帳の有無に関係なく、就学に当たりご不安を持っていらっしゃる保護者の方がお申し込みいただく。そして、保護者との面談をやると同時に、お子様の発達状況を確認するために心理士が発達検査を取らせていただく。その発達検査の内容や状況を保護者の方にお伝えしつつ、いろいろな就学先が考えられるということをサジェスチョンさせていただく。

その後、さらにご希望がある場合には、就学相談会というものにご参加いただき、そこには特別支援学級の設置校の校長先生や特別支援学校の先生、お医者さん、そういう方々が来ていただいて、お子様の集団生活への状況、また、校長先生との面談でのご希望といったものを伺った上で、就学先をご提案差し上げる。例えば、お子様の状況等々を勘案すると、特別支援学級がより手厚い支援があるのでいいのではないかとというような形でご提案を差し上げるという形になる。

ただ、あくまでもこちらはご提案であるので、その後、ご家庭でお子様の就学先を選んでいただく形にはなるが、その中で、特別支援学級に行きたいというようなことであれば、どこの学校へというのは、私どものほうで調整をさせていただく。こうして特別支援学級への入級が決まっていくというものである。

以上である。

森山委員

ありがとうございます。国連の権利条約で、特別支援教育というところに勧告があった。特別支援学校よりも支援学級とか通級を希望される方が今後も増えてくるのではと思う。よろしく願います。

学務課長

今森山委員おっしゃったように、保護者のご希望というのが近年いろいろと複雑になってきたり、ご家庭の考え方も様々な部分がある。そうした中で、特別支援教育に関わる様々な課題も出てきているので、今年度、新たな支援方針を教育委員会として策定していきたいと考えている。充実策や、保護者の意向にどのように寄り添っていくのか、そういったところも検討していければと思っている。

教育長

ほかにないか。
岡田委員。

岡田委員

6ページから7ページにかけてであるが、表を拝見すると、学級数が多い学校と少ない学校がある。例えば小学校で24学級という、1学年当たり4学級平均となり、24学級以上の大きな学校が幾つかあるということなる。子供たちの学習を考えると、例えば少人数学級のための教室の空きや、特別教室がうまく回転していくのかなど、気になっているところである。このような大規模校においても、きめ細かな、新しい学習指導要領が求めているような学習活動が行えるのか。

学務課長

今岡田委員からご指摘あったとおり、それぞれの学校で、人数が違う、教室の余分がある・ないという状況が様々であるところは、私どもも認識しているところである。また、35人学級を進めていくに当たり、教室数を確保するために特別教室を普通教室化しているというような状況もある。ただ、大規模な学校にお伺いすると、様々ご苦勞をかけている部分はあろうかと思うが、学習指導要領にのっとった教育を行うために、例えば、一定時間使っていない教室を利用したり、午前中使わない部屋、タイムシェアみたいな形で利用したり、様々な工夫をいただいている。

なかなか、急に改築、増築というのも難しい部分があるので、今ある中で工夫をしていただいている。そして、その工夫をしていく中で、例えば備品が欲しいとか、物品が足りないといったところについては、当然ながら私どものほうで支援をさせていただく。そういった形で対応しているというような状況である。

以上である。

岡田委員

今のお話を伺って、増築だとか改築だとか、すぐにできる話ではないが、教育委員

会として、できる支援をしていただいているということで安心した。ぜひ、学校で困っているところがあったら、様々な側面からご支援いただければありがたいと思う。よろしく願います。

以上である。

教育長

ほかにないか。

仲山委員。

仲山委員

3ページの特別支援学級のところだが、従事している教員は、専門の資格を持っている教員なのだろうか。

教育指導課長

特別支援学校の場合は、特別支援学校の教員免許を取得するということが基本ある。しかし、小学校の特別支援学級の場合は、小学校の教員免許を持っている者が基本的に配置されるということで、必ずしも特支の免許を持っているということは要件にはなっていない。ただ、そういった専門性の高い教員が配置されることも多くある。

以上である。

仲山委員

そのときに、ある先生をここの支援学級でやってもらうとか、そういう人事はどのように決めるのだろうか。

教育指導課長

各学校、特別支援学級は数学級あるので、やはり核になる先生が必要になる。よって、経験のある、それから知識もあるといった先生を必ず置くようにしている。さらに、未経験の先生にそういった先生の知見を与え、研修などを進めながら、学級体制を整えている。

以上である。

仲山委員

教員が足りないというようなことは今のところ起こってはないのだろうか。

教育指導課長

教員不足ということについては、近年厳しい状況にあるので、何とか定員を満たすように配置を考えているところである。現状では、足りないというところはない。

以上である。

仲山委員

分かった。ありがとう。

教育長

ほかにはないか。

森山委員。

森山委員

一番最後のページである。14ページ。区立中学校新1年生が、小学校を卒業して区域の違う学校に入りたいという、この理由というのはどういうことが考えられるだろうか。

学務課長

選択制度の希望される理由で多いのが、例えば、やりたい部活が学区域にはないとか、お友達の関係で、一緒にここの学校に行こうと言われているからそこに行きたい、また、通学距離というような要件もある。こうした3つの要素が大体同じぐらいの割合で希望されているというような状況になっている。

以上である。

森山委員

ありがとう。

教育長

よろしいか。

ほかにはないか。

岡田委員。

岡田委員

同じく14ページのところで、15番目に書いてある光が丘第一中学校で、半分の生徒が区域外から通学してきている。希望して来たということなのだが、これは前年度もその前の年度もこういうような傾向を示しているのか。また、この理由などをお話しいただきたい。

学務課長

光が丘第一中学校は、ここ数年、人気のある学校で、おおむね抽選校となっている。区域外からの入学割合も、令和4年度が約6割である。昨年が57%で、今年が50%というような形になっている。

こちらの中学校を希望する理由の多いところと言うと、一番多いのが通学距離となっている。位置的に光が丘第一中学校は笹目通り沿いの近くにあり、谷原中や豊溪中などから近い学校になっているので、お住まいの場所によっては、指定校に行くより

も光が丘第一中学校に行くほうが近くなっている。もう一つ多いのが友人理由ということで、光が丘第一中学校の学区で光が丘四季の香小学校が大体学区域になっているのだが、光が丘四季の香小学校が豊溪中学校と光が丘第一中学校の学区に分かれているというような状況があり、例えば豊溪中が学区域になっているお子さんも、お友達の関係で光が丘第一中学校を希望するというような割合が高くなっている。

教育長

ほかにないか。
仲山委員。

仲山委員

同じく14ページだが、希望した人から実際に入学した人を選抜するのは、単純にくじ引なのか。

学務課長

定員を超えた場合は、単純に抽選をさせていただいている。いわゆる商店街で使われているような回転式の抽選器を使用している。
以上である。

仲山委員

それで、先ほど、立地条件によって、光が丘第一中学校が近いからという理由で希望した方が多いという話だが、本当に近く住んでいたのだが、くじに漏れてしまって、結構遠くの人が当たったというのは、本人にしてみれば納得できないと思うのだが、救済策みたいなものはないのだろうか。

学務課長

中学校選択制度でまずご希望を受けて、就学先が決まる。そこで、残念ながらという方に対しては、その後、指定校変更制度というものがある。例えば、先ほど申し上げた、やりたい部活が自分の学区域にないのでこの学校を希望したのだというような、真にやむを得ない理由がある場合には、そうした理由で指定校変更を認めている。落選された方の中でもそうした制度を活用していただいている方は一定数いるというところである。
以上である。

仲山委員

納得できないという意見を寄せられる方というのはいないのだろうか。

学務課長

この抽選は公開でやっているのでも、たまに、自分がどうなるかというのをご覧になる方がいる。その中で、落選された方の中から、納得がいけないというような形で苦

情を言われる方もいらっしゃる。中学校は距離の理由で指定校変更はできない。ほかの理由で指定校変更をするということも考えられるので、その部分についてはご検討いただき、必要に応じてお申込み願うということでお話し、ご納得をいただいているというような状況である。

以上である。

仲山委員

分かった。

教育長

学校選択制は平成17年の4月から入ってくるお子さんから導入されている。部活動がある・ない、標準服はこっちがいい、友達が行く、行かないという理由は、今までは指定校変更の理由にはならなかった。始めたときから何回かにわたる見直しをしているが、その中で、余裕があるならたくさん希望者を入れてあげてもいいのではないかという制度を持ったことがある。しかし、そうすると、学区内の人よりも過半数以上の人を外から来ているという現象が起こってしまい、現在は40人を限度ということにしている。

例えば、40人なのだけれども、国都私立に行った子供たちなど、当選したが抜けてしまう人がいるので、かつては補欠という制度があった。しかし、抜けるかどうか2月頃に分かるわけで、なかなか報告が上がってこない。標準服の採寸が始まるが、なかなか繰上げができない。様々なやり方の結果、ある程度これぐらいのお子さんが恐らく国都私立に進学するであろうと予想し、40名ちょっと採り、それをもって補欠もなしというやり方にしている。

そういった意味では、様々な試行錯誤の中で実施をしているのだが、小学校の場合は、通学の安全性があるのでやってはいない。中学生はそのような形でやっている。これは「21世紀の練馬の教育を語る懇談会」の提言に基づいて実施しているもので、随時、マイナーチェンジをしている。これが完璧な制度だというふうには思わないが、様々なやり方の中で工夫は引き続きやらせていただく形になると思っている。

以上である。

仲山委員

ありがとう。

教育長

ほかにないか。

それでは、ないようだったら、次に移らせていただく。

③ 練馬区立石神井図書館の指定管理者の選定について

教育長

次に、報告の③をお願いします。

光が丘図書館長

資料に基づき説明

教育長

それでは、ただいまの説明について、ご質問等あったらお願いします。
よろしいか。

それでは、報告の③を終了する。

④ 練馬区立谷原フレンドおよび練馬区立谷原あおぞら学童クラブの指定管理者の選定について

教育長

次に、④の報告をお願いします。

子育て支援課長

資料に基づき説明

教育長

それでは、ただいまの説明について、ご質問等があったらお願いします。
仲山委員。

仲山委員

今回、前指定管理者の評価が「良」であったということだが、この評価というのは、別紙の評価項目・評価基準に照らし合わせてということだろうか。

子育て支援課長

まず、指定管理者については、練馬区全体としての基本的な運用のルールがあって、その中で、その指定管理期間、若干の見直しはあるが、基本的にはこちらに添付してある評価基準において、毎年度終了後、年度ごとのモニタリングを実施している。それらを総合して、5年が終了する年度の前年度が終わったところで、指定期間を通じた総合評価というものを必ず実施する。福祉系の施設、そうでない施設で若干異なる場合があるが、これが「良」であった場合において、次の期について特定して応募できる、そういうルールでやっているの、基本的に評価基準は、図書館、また今回私がお説明した施設についても、添付のフォームで評価基準によって評価させていただいている。

以上である。

仲山委員

細かい話なのだが、評価項目・評価基準というところに、団体審査と提案審査という区別があるが、これはどういうものなのだろうか。

子育て支援課長

まず、団体審査については、応募された団体のいわゆる法人として、例えば財務の状況であったり、これまでの他の自治体等を含めた同種の施設運営の実績について評価をさせていただくという項目になっている。提案審査に分類されているものについては、別途、選定委員会で募集要項において様々な、提案いただきたい項目等々を含めて指定したものを、プレゼンテーションしていただいた上で評価をする。大きく、そういう形で2つに分かれているものである。

説明は以上である。

仲山委員

どうもありがとう。

教育長

ほかにないか。
よろしいだろうか。
それでは、④の報告を終わる。

⑤ 令和6年度練馬子ども議会の開催について

教育長

次に、⑤の報告をお願いします。

青少年課長

資料に基づき説明

教育長

それでは、ただいまの説明について、ご質問等があったらお願いします。

仲山委員

よろしいか。

教育長

仲山委員。

仲山委員

目的の2番のところに、区政や区議会、選挙の仕組みについて学習とあるけれども、それ以外に子供たちが興味を持ったテーマでも研究・学習できると、そういうことだろうか。

青少年課長

委員おっしゃるとおり、一般的な区政や区議会の仕組みの学習のほかにも、生徒自身が選んだテーマについて、自分たちなりに情報収集、分析等、学習をさせていただいている。

以上である。

仲山委員

自らこれに参加したいという子供は、参加者の中でどのぐらいいるのだろうか。なかなか集まらないから教員が無理やり推薦するようなことで成り立っているのか、本当にもう子供たちがやりたいというように手を挙げているのか。

青少年課長

子ども議員の推薦については、各学校に推薦方法はお任せしているけれども、昨年度の子ども議員へのアンケート結果によると、先生に薦められて子ども議員になったという方が46%、面白そうだったからということでご自身で立候補のような形で手を挙げられた方が36%等と、各学校によって異なっているという状況である。

以上である。

仲山委員

初めは興味はなかったけれども、先生から推薦されて、実際やってみたらよかったという感想を持つ子供たちもいるのではないかと思うのだが、終わった後の感想はどうだろうか。

青少年課長

先ほどの子ども議員へのアンケート結果によると、子ども議会を振り返ってというところで、参加してみて「大変よかった」が86%、「よかった」が14%、100%の子ども議員が評価をしているという状況である。

以上である。

仲山委員

どうもありがとう。

教育長

よろしいか。

ほかにないか。
森山委員。

森山委員

目的の(1)に、区政に反映させる機会とすると書いてあるが、子供たちが提言したことが何か実現することはあるのだろうか。

青少年課長

練馬子ども議会については、平成13年度に21世紀幕開け事業として実施し、平成16年度から毎年実施して、今年度で20回目になる。これまで区政に反映してきた提言というのは数多くある。一例を申し上げますと、昨年度の子ども議会で提言があったが、中学生に配布されているタブレットを安定的に利用できるよう、学校内Wi-Fiを整備するよう提言があった。教育委員会では、そういった学校現場の課題を踏まえ、令和6年度に中学校、令和7年度には小学校内の通信環境をWi-Fi化することとした。

以上である。

教育長

よろしいか。
ほかにないか。
岡田委員。

岡田委員

今のお話を伺っていて、大変すばらしいと思う。これから選ばれる子ども議員が今までの実績を知ることがとても大事だと思うのだが、ぜひ、学校の中にそういう成果を宣伝していただいて、自分も子ども議員になってみたいという子供たちがたくさん増えていってほしいと思う。成果の宣伝をぜひよろしくお願いする。

青少年課長

子ども議員が提言した区政への反映結果については、子ども議会の報告書、今回のご説明の中の2(3)オの報告書で、配布をして、区政への反映結果についても報告をしている。また、昨年度からの試行として、子ども議会の様子をビデオ撮影して、DVDにして各校に配布して、報告会等で使用してもらうように依頼をしているところである。今後も、子ども議会をより多くの生徒に知ってもらうための取組については、考えていきたいと思う。

以上である。

教育長

ほかにないか。
それでは、ないようだったら、報告の⑤を終了する。

⑥ ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）の実施について

教育長

次に、報告⑥の説明をお願いします。

在宅育児支援担当課長

資料に基づき説明

教育長

それでは、ただいまの報告について、ご質問等があったらお願いします。
仲山委員。

仲山委員

1時間当たり、ベビーシッターの方を頼んだ場合、相場としてはどのぐらいなのだろうか。

在宅育児支援担当課長

ベビーシッターの利用料について、他自治体でよく利用されている事業者のホームページを確認したところ、ベビーシッターの利用料金は1時間当たり2,000円から3,600円程度という形になっており、平均は2,250円となっている。また、約8割のベビーシッターの方が利用料金1時間当たり2,200円とされているということであったため、大体、上限額の2,500円以内に入っているというところである。

以上である。

仲山委員

どのぐらいの利用者数を見込んでいるのだろうか。

在宅育児支援担当課長

想定人数については、なかなか想定するところは難しかったため、先行自治体の利用状況を調査した。対象児童1人当たり約5,000円という数字が出てきたので、それに対して練馬区の対象児童・未就学児を掛け合わせた数で予算を取っているところで、具体的な対象人数は出ていないのだが、総額の予算はそのような形で出させていただいている。

以上である。

仲山委員

分かった。

教育長

よろしいか。
ほかに。
小林委員。

小林委員

ベビーシッターなのだが、何日前までの予約で派遣していただけるかと、働いている方で急遽頼みたいという方のほとんどが、子供が具合が悪いとか大変な事情だと思うのだが、ベビーシッターでそれを見てもらえるのか、または、見てもらえる場合、看護師の免許を持っている方の登録があるのかどうかを教えてください。

在宅育児支援担当課長

まず1点目のご質問の、予約日の関係だが、各事業者の予約状況による。中には、前日や当日予約になるとオプション料金という形で別の料金が発生するというところはある。26事業者それぞれ形態が違うので、そこはご確認いただくような形になる。

続いて、病児・病後児の部分である。病児・病後児のベビーシッターをやっているところも中にはあるが、なかなか対応が難しいというところも実際ある。やはりそれも同じように、事業者に問い合わせさせていただいて実施状況を確認していただくのがよろしいかと思う。

また、看護師の資格については、要件としては必須という形にはなっていないので、それも同じく事業者の状況によってとなってしまう。同じような答えになって申し訳ないが、回答としては以上になる。

教育長

よろしいか。

小林委員

はい。

教育長

ほかにないか。
それでは、ないようだったら、⑥を終了する。

⑦ その他

教育長

当方でご用意した報告事項は以上であるが、委員の皆様方から何かあるだろうか。よろしいか。

事務局から何かあるか。

事務局

教育長、事務局である。
現在のところ、ほかにない。
以上である。

教育長

それでは、これで私の教育委員会も最後であるので、ご挨拶をさせていただきたいと思う。

教育長として、3年間であったが、全力で取り組んできた。教育委員の皆様で私と一緒に3年間務めたのは、仲山委員だけである。おととしの12月に岡田委員が、去年の10月に森山委員が、小林委員は本日からということで、3年間一緒にやった方は仲山委員だけなので、せっかくだから、制度のご説明をさせていただきたいと思う。

現在の教育長を中心とする制度になったのは、平成27年の4月からである。昔は教育委員会委員長という役職と教育長という役職が2つあった。委員長が教育委員会を代表して、このように教育委員会の会議の運営もやっておられた。教育長は一方で、教育長という役職名は現在も変わっていないが、元来、教育委員会事務局の統括者であったわけで、そういった意味では、教育委員会を代表する委員長と、事務局の統括者である教育長というのが2つ、この5人の中に存在したというのが、平成27年3月以前の話である。

移行期間があって、旧制度の場合は、委員の方々の任期が切れるまでは前の制度でいいということだったが、練馬区においては、27年7月に、前教育長であった河口教育長が一旦辞任をされて、そして、改めて議会の同意を得て、新しい制度の教育長として就任されて、現在に至っているわけである。

したがって、教育長の任期が3年なので、必ずこの7月に3年ごとに出てくるというのは、それからである。

それまでは教育長は教育委員の皆さんと同様に4年間の任期だった。ただ、この制度改正によって、教育委員長という役職が廃止になり、教育長が名実ともに教育委員会を代表、また事務局の統括者となったわけで、ある意味では権限が拡大した。併せて任期が3年となり、それとともに教育大綱というのをつくるということが義務づけられ、総合教育会議というのを首長の主宰の下に行うという制度が併せて同時に施行されて、現在に至っている。

私は大昔、教育委員会の会議の担当、また教育委員の担当をしたことが三十数年前にあったので、昔の教育委員長制度、教育長制度の中で育成されてきた人間であって、自分が新しい制度の中で教育長になるということは想像もしなかった。こういう制度になるとは夢にも思わなかったが、ダブルスタンダードであったものが、名実ともに一つのものに集約されたということで、対外的には分かりやすい制度になったと思う。一方で、そういったこともあることから、任期が3年になったものと理解をしている。

せっかくの機会であるので、教育委員会制度、教育長の制度についてご説明をさせ

ていただいたことをもって、私の退任の挨拶に代えさせていただきたいと思っている。

今年は中学校の教科書採択がある年でもある。委員の皆様方におかれては、あと1か月ちょっとの間で教科書を選定しなければいけないという大役もあるわけである。私はこれから替わるわけだが、引き続き、三浦新教育長の下で教育行政にご尽力いただきたいと思っている。

また、部課長の皆様方は、教育長になる前から同じ職場で机を並べて仕事をさせていただいた方もおられるし、一緒ではなくても様々な局面で仕事上のご支援をいただいた方もたくさんいる。皆様方それから委員の皆様方のこれからのご活躍とご健勝をご祈念申し上げるとともに、練馬区教育委員会のますますの発展をご祈念申し上げて、退任の挨拶とさせていただきます。

大変お世話になった。

それでは、以上をもって第12回教育委員会定例会を終了する。